

3 令和6年第4回越知町議会定例会 会議録

令和6年9月11日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和6年9月11日（水） 開議第3日

2. 出席議員（9人）

2番 上岡千世子 3番 箭野 久美 4番 森下 安志 5番 小田 範博
6番 市原 静子 7番 高橋 丈一 8番 武智 龍 9番 岡林 学 10番 山橋 正男

3. 欠席議員（1人）

1番 小田 壮一

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 幸三 書記 岩佐 由香

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 織田 誠 教育次長 大原 範朗
総務課長 井上 昌治 会計管理者 金堂 博明 住民課長 小松 大幸 環境水道課長 箭野 敬祐
税務課長 金堂 博明 建設課長 岡田 孝司 産業課長 武智 久幸 企画課長 國貞 満
危機管理課長 片岡 宏文 保健福祉課長 西森 政利 こども園長 田村 香

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑（認定第 1 号～認定第 9 号、報告第 4 号～報告第 5 号）

第 3 討論・採決

認定第 1 号 令和 5 年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 5 年度越知町簡易水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 令和 5 年度越知町下水道事業決算認定について

認定第 4 号 令和 5 年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 5 年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 5 年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 5 年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 令和 5 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案質疑（議案第 3 4 号～議案第 4 4 号）

第 5 討論・採決

議案第 3 4 号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 3 5 号 越知町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 6 号 令和 6 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 3 7 号 令和 6 年度越知町簡易水道事業会計補正予算について

議案第 3 8 号 令和 6 年度越知町下水道事業会計補正予算について

議案第 3 9 号 令和 6 年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4 0 号 令和 6 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 4 1 号 令和 6 年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第42号 令和6年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第43号 町道の線路の認定について

議案第44号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

追加日程第1 議長の辞職

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の選挙

第6 各常任委員の選任

第7 議会運営委員の選任

第8 選挙管理委員の選挙

第9 選挙管理委員補充員の選挙

第10 議員派遣

第11 委員会の閉会中の継続調査

第1 一般質問

開 議 午前9時00分

議 長（高橋丈一君）おはようございます。令和6年9月定例会開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は9人です。小田壮一議員より本日欠席するとの連絡が入っております。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。広報用に事務局が写真撮影することを許可します。

会議録署名議員の追加指名

議 長（高橋丈一君）越知町議会会議規則第126条の規定により、1番、小田壮一議員と10番、山橋正男議員の両名を会議録署名議員に指名し

ておりましたが、小田壮一議員が欠席のため3番、箭野久美議員を追加指名いたします。

一 般 質 問

議 長（高 橋 丈 一 君）日程第1、一般質問を行います。8番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人から申し出のパワーポイントの使用を認めます。8番、武智龍議員。

8 番（武 智 龍 君）おはようございます。それでは、通告順に質問をさせていただきます。今回は6月に大変御迷惑をおかけしたにもかかわらず、ちょっとそれも加えたものがありますので大変に幅広くなっていますが、できるだけ時間内に終わらせたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

まず、こちらの画面の話になるとき、ちょっと照明の協力をお願いします。それでは、通告の1番の人口減少対策について3点お伺いをいたします。本町の人口減少と高齢化の速度は増すばかりで、町内全域で耕作放棄地とか空き家が増加し、中心商店街でも閉店が相次いでいます。この2年間で廃業、休業、廃業予定の事業者は、私が聞いたところによりますと8業者というふうに聞いております。短期間でこれだけの件数は初めてではないかと思ひます。影響を受ける雇用者や事業者もおられると思うので、経済的なマイナスは相当な額になるのではないかと想像いたします。この流れは今後も続くことが予想され、町政の衰退が心配されますが、町長の地域経済に対してどのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

議 長（高 橋 丈 一 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。耕作放棄地の増加につきましては、各種交付金を活用し一定の維持が図られてきました。また、新規就農者もおるものの、何よりも農業従事者の高齢化に拍車がかかり、さらに次の一手を打たなければならない段階に来ていることは重々認識しております。また、今回の一般質問で農業問題についても質問がありますので、今は、ここでは空き家、商店街について述べさせていただきます。6月から開始しました人口減少対策、プロジェクトチーム会議の場でも空き家解消のための検討がされ、間もなく提案もされると思ひております。これまで同様に利用できる空き家は、リフォーム補助により移住者の獲得等を行い、あわせて、防災の観点や周辺環境への悪影響等も考慮しながら、空き家の除去等による市街地再生の可能性もあるのではないかと考えておりますので、そのあたりを検討してまいりたいと思ひます。

また、議員もおっしゃられましたが、最近の商店街の閉店につきましては、飲食店の閉店が6店舗、休業が1店舗、完全予約制や営業時間短縮をしている店舗も数店舗あります。また、お祝い事でお餅をついてもらうときには、製菓店や個人に割り振りをして頼んでいましたけれども、現在は1カ所から2カ所になりました。歯科医の診療所等も廃業になり、昔はたくさんありました喫茶店や電気店、魚屋さんなども今では数店舗ずつになっています。商店街も高齢化や後継者不足の影響で空き店舗が多くなっており、新規開業の支援につながるよう現在空き店舗調査を行っています。貸店舗は、言い方はあれですが、喉から手が出るほど欲しいわけですが、どこも何かしらの理由がありまして貸していただけない、そういった状況もございます。

一方、移住者がカフェをオープンしたり、パンの製造販売、お菓子の製造販売、町内外のマーケットへの出店や毎日ではないもののチャレンジショップでの食品販売など、明るい要素も増えてきているところでもあります。また、4月より中心市街地の活性化に取り組む協力隊が着任し、商店街での各種イベントやによどかあにばる、カラオケ予選会などにも参加し、日々活動を行っております。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、商店会、商工会が主催のイベント行事については、例年どおりにぎわいが戻りつつあります。また、冬の風物詩でありますロマンティックイルミネーションは本年度電飾を増やし、新しいデザインを取り入れてリニューアルするようでございます。このリニューアルが越知町の冬のメインイベントになるのではないかと期待をしております。商工会等も市街地商店街ににぎわいを取り戻したいと青年部、女性部を中心に活動していただいております。今後、町の補助制度を活用した空き店舗の活用についても、具体的に連携したいと考えております。部分的ではございますが、以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）これ1本でいくというものではないと思うので、いろいろやらないけません、今まではイベントに非常に興味を、力を入れてきましたけれども、一時的なカンフル剤みたいなものだけでは、もう対応できないというところがあると思うので、今後とも新しく着任した活性化担当の協力隊の方に奮闘していただきたいと思っております。

それでは2つ目の質問で、人口の自然減は毎年100人を超す状況にあります。当面はないと思いますが、社会減というのを抑えることは不可能ではないと思います。次、画面を見ていただきたいと思います。ちょっとお待ちください。この画面の表は、2023年9月から今年8月までの1年間の町民の動きというのが広報で一般に公開されていますので、それをコピーして貼り付けたものであります。合計いたしますと出生者14人に対し死亡者は122人で108人の自然減、そして、次の画面では、これは四万十町の移住者の実績を今年7月に担当課長補佐か

からお伺いしたものでありますが、10年間の実績が集計されていまして、1,440人という方が四万十町に移住されています。これは窪川とかいった特定のところだけじゃなくて、いろんな地域に分散して住まわれているということでもあります。これを見ますと現在の四万十町の人口比では約1割が移住、これ三原村の総人口千三百数十人ですので、三原村の総人口以上の方が移住、まちの中に新しいまちができた格好というふうに取り取ってみました。担当職員によりますと町内にいろいろな仕事があること、そして、今、町長も言われたように、パン屋など移住される方がそれでスモールビジネスを起業されている人も結構いらっしゃるということで、四万十町にはそのような環境があるのではないかとこのように分析をされておられました。町長は1年前の9月定例会で女性に残っていただけることが重要であり、地元企業や近隣、高知市等への通勤も含めた雇用や女性の起業を支援するため、町内全域に整備したブロードバンドの活用とか、災害に強い交通インフラ整備が重要だということにお答えをいただいたと思います。そこでお尋ねしますが、町内の企業等との話し合いとか連携、そして、女性が本町を選んでいただける起業の環境づくり、これは制度もありますけれども、等は進んでいるのかをお伺いいたします。

議長(高橋丈一君) 小田町長。

町長(小田保行君) 武智議員に御答弁申し上げます。人口減少のことにつきまして、私もこの10年間の減少、ちょっと拾ってみました。それで平成26年4月1日、越知町6,030人の人口がございましたが、令和5年4月1日になりますと4,892人になっています。この10年で1,138人減っております。その中でやはり自然増減、自然減というのは本当に顕著で、この10年で見ますと出生が224名で死亡が1,229名、自然減については1,005人減少しておるといような状況であります。一方、議員も今言われました社会増というのは、当然ですけれども、チャレンジするべきだと私、思っていますけれども、この10年で転入が1,403人で転出が1,657人、転出が254人多いという状況でございます。この中でやはり年によって※自然減は8人の年があります。これは御承知のようにフォレストタウンの入所者が入ったときで、平成27年度については一番減りようが少ないのでありますが、やはり社会減も多い年で50人を超える転出が多い年もございます。議員のおっしゃるように改めて振り返ってみますと、確かに減少の幅が非常に大きいと。ただし社会増に対してはやはり手を打っていくことによって、まだまだプラマイゼロ、あるいは増に転じる可能性はあると私も思っております。そして、先ほど四万十町の事例を言っていたいただきましたけれども、これも移住の実績で越知町のこの10年間でいきますと全体で456人が移住されていますけれども、そのうち県外からは172名という状況であります。これ比率でいうと今、越知町の人口が5,000人を切ったところでありまして、大体転入だけで見ると1

※3-30に訂正発言あり

割近くは転入されておるといことも言えるかとは思いますが。

そこで、議員御質問の環境づくりは進んでいるのかという件でございますが、結論から申し上げますと現在進行中でございます。ブロードバンドを町内全域に整備したことは本町の強みの一つであると考えております。また、インフラ整備につきましては、時間のかかるものでございますけれども、少しずつではありますが進んできたと思っております。町内の経営者と話をする中でお聞きしますと、女性を含め雇用には苦勞しているようであります。一例でありますけれども、本町で従業員数120人を超える企業では町内の雇用が約38%であります。全体で51歳以上が約57%を占めており、若い従業員の確保が課題であるとお聞きしました。しかし、近年、佐川高校からの入社される方がいらっしゃるようでございます。こういったこともありますので、さらに情報共有をしながら支援や連携方法を検討していきます。なお、この企業は女性の従業員が全体の約53%を占めているようです。後ほどまた答弁申し上げますけれども、やはり女性、特に高知県は女性の二十歳から34歳までの転出が多いということで、そこに注目しておりますけれども、女性に限らず若者ニーズを的確に捉えて政策に反映させたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）なぜここで女性のこと、女性を雇用という町長も言われたので取り上げたかという、次の今度は少子化対策と絡んでくるので先に取り上げましたが、たまたま表がありますので言いますと、四万十町の例でいいますと平成28年には人口増に、1年だけ人口増になったとこういう取り組みの結果じゃないかということをおっしゃっています。そして、移住者の下のほうにちょっと青い、書くのがちょっとずれておりますが、転入者全体は6,300人おるわけです。そのうちのうち政策的移住者というものが1,440人ということなので、これ非常に参考になるのではないかと見ていただきました。

では、次の質問に移りたいと思いますが、これは令和6年3月定例会で人口減少対策総合交付金を活用して、政策立案をしてはどうかという提案をさせていただいたと思いますが、このとき町長の答弁では、まだ県の事業内容が具体的になっていないので、発表は4月からでしたのでね、なっていないので政策提案には少し時間をいただきたいと、こういう御答弁をいただいたと思えます。その後の全員協議会で職員にもアイデアを出せと募ったところ、700近いアイデアが出ているというような話を、これ記憶ですけれども、聞きました。これを整理して議会のほうにも提示したいという説明をいただいたと思っております。さきの町長答弁と職員のアイデアは、今はどのように進展しているのかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。人口減少対策交付金のプロジェクトチーム、これまでもお伝えしましたように立ち上げて会を開いております。当初、今年3月までに先ほど言われたように、700以上の提案があったということをお話しさせていただきました。それを取りまとめた結果、640の案に最終的に、同じような案を合わせていくとそれぐらいになっております。現在中間報告という形で伺っております。もちろん議員が言われました住宅対策もそうですし、少子化対策、それから若い方に住んでもらうにはどうしたらいいのかという意見がもろもろ出ております。私の年齢で60代前半でございますけれども、20代、30代の方々の考え方、案を出していただくということは、我々にとっては新鮮でもあり、気がついていないこともあります。そういったことで今、最終的にプロジェクトチームにつきましても今月取りまとめをした上で、また今後県等を交えての話し合いがあり、それから、先々はやはり住民の方の御意見も当然いただかなければなりませんので、取りまとめた段階で御意見もいただくと。懇談会を開いてそういったことをやりたいと考えておりますし、また、子どもを持たれている保護者に対しては例えばアンケートであるとか、そういったことで御意見を集約させていただきたいと思っております。なお、これ案は案ですけれども、実効性が担保できるかということもきっちりと精査をしなければなりません。議員の問われる進展しているかということでもありますけれども、そこは進展をしておりますし、また、議員の皆さま方にもこういったどういう案が出て、これをやろうと考えておるといふ点につきまして、議員の皆さまにもお話をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）進んでいるということなので期待をしておりますが、私たちが、議員がどれだけ進んでいるかという内容を具体的に聞くことも、説明していただくことも大事ですけれども、それ以上に事業を実施して成果を挙げることが重要だと思うので、これと、これはなかなかええというようなものはモデル的にお試し実施、梶原町が今、新聞で国のお試し、モデル事業になってくれんかという国から言われて今やっておること、大きな30億の事業がありますが、あんな感じであんなにもめる必要はないですけれども、あんな感じで試しにやってみて、これがいいということになれば面的に広げていくと、こういうようなことを、こういう手法を取り入れてもらいたいというふうに思います。

では、ちなみに次、補足になりますけれども、これは令和5年6月の定例議会のときの一般質問で御紹介もさせていただいたと思っておりますが、四万十町の子育て世帯に対する住宅取得補助金制度の実績をいただいたので、参考までに御紹介をさせていただきたいと思っております。この案は森副町長にお伺いしますと職員の提案で10年前からやってきたということです。今年2月からちょっと課題が出てきたので1つ事業を減らして

おりますが、今回、今年から4本を主にしてやっている。これが加算方式なので条件を整えば基本、子育て中の人家が家を建てたり直したりする場合、100万からですよ。いろんなものを条件がそろると、これが全部重なって383万2千円というようなことになっています。それに太陽光発電を、環境負荷を少なくするためにやる場合、さらにこれを加算しますとこういうふうなことで10年間やってこられたということ。6年度からは人口減少対策総合交付金を活用予定と、これは担当課長が言うたのではなくて、県の中山間対策課の方が受けて、そういうふうを受けておりますということを説明していただいたわけです。その結果の話ですけれども、住宅支援事業の10年間の成果というのを表にいただきました。最初の若者定住については、10年間で202件がこの制度を使ってやったということで、これは私の試算ですけれども、一家に子ども2人としたら約800人が定住した可能性ということになります。そして、下のはしは、町産材を使ったらマックス150万を補助しますよとこういうので、この制度を使って家を修理したり建てたりしたりと230件あるそうです。これマックスを230件に全部支給したとこういう感じにすると、3億4,500万円の町の投資ということになりますが、お家は200万、30万円ではできませんので最低リフォームでも500万とか、新築やったら2,500万とかこんな感じになると思いますので、町内への経済還流はその5倍、10倍ということが考えられます。それによって雇用も生まれていく、続けていくということで地域経済の循環にも貢献する。こういうふうなところからこの制度を考えていただいたらということで、参考にさせていただきました。これには答弁は要りません。

そこで、次の少子化対策についてお尋ねいたします。2点お尋ねしたいと思いますが、まず、高知県中山間地域再興ビジョン検討委員会の委員が書かれた「まちがいだらけの少子化対策」という本があったわけですが、これはこの後ほども、照明をお願いします。画面の左端の本なんですけれども、もう町職員でも読まれた方がいらっしゃると思うんですが、書かれた方は右の写真にある方ですが、これ右の写真の新聞記事は2023年9月5日に県の中山間対策委員にこの人がなってくれたという紹介です。その人はこの著書の中で出生は未婚女性の割合と既婚女性の出生数という、2つの要因に影響される少子化の主因は未婚化にあるというふうに述べられています。また、この中で若い女性の流出を食い止める政策が必要なのに、これまでの少子化対策は既婚者を対象にした間違っただけの方向に誘導され、婚姻数の大幅な減少が出生減になっていることへの対策を講じていないとも指摘しています。さらに結婚や子育ては女性問題というバイアスにとらわれ、団塊世代、我々ちょっと以上ぐらいですね、団塊世代のアンコンシャスバイアス、これは無意識の偏見というふうに日本語ではなるとは思いますが、による少子化のわなから脱却した政策と、田舎の若い女性の居場所づくりや出生につながる婚姻を発生させる、若者たちの夢がかなえられる社会づくりが解決の糸口と提起をされております。この提案は前段の人口減少問題のところで紹介しました、町長がおっしゃる女性に残っていただけることが重

要であるということと考えは同じだというふうに思いますが、県内の議員仲間から少子化対策は県民一体となって、つまり一個人も企業も県も市町村もということだと思いたすけれども、一体となって取り組む課題だという声が上がって、高知県中山間地域対策再興ビジョン作成に当たって、県が募集していたパブリックコメントに対して、これですね、県からもパブコメを出してもらえんかという話もあったので、皆さんに有志に御相談をして1月18日に意見書を提出させていただきました。私個人も3月上旬になりますが、小田町長に対しては少子化対策のことに対しての意見書を出させていただいていると思います。そこでお尋ねいたしますが、天野さんの提案や考えは県の中山間再興ビジョンにも反映されていると思います。町長の所見をお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、天野さんですけども、私も県の会合で一度、同じ会に出席させてもらう機会があった面識はございますが、非常にデータを基にして明確な提案をされる方であるという印象を持っておりました。それで、まさに議員もおっしゃられた天野さんのデータに基づく話でいきますと、私も日本総合研究所という組織がありますけれども、この調査の中で日本は1990年代から2000年代に非婚化、晩婚化が広がった。その後も婚姻率の低下が緩やかに進んでおるという中で、これは全国的な話ですが、令和に入ると令和婚や令和2年2月22日婚といったイベント婚によって一時的な増加は見られたものの、コロナ禍に入り大きく減少して、今なお5類に移行しても回復には至っていないというような分析を目にいたしました。この背景については、結婚に対する意識の変化があるのではないかとされており。国立社会保障・人口問題研究所が実施しました2021年の出生動向基本調査によれば、一生結婚するつもりのない人の割合は男性が17.3%で女性14.6%となっており、大半の方は結婚の意思は有しているという結果ですけども、一生結婚するつもりのない人の割合は、こここのところ男女ともに上昇傾向にあって、結婚意欲は着実に低下しているというふうな分析をしています。この調査で結婚する意思のある未婚者のうち、ある程度の年齢までには結婚するつもりか、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わないかを聞いています。2015年時点ではこの問いに対して、ある程度の年齢までにはというのは多かったですよ、2021年になりますと理想の相手が見つかるまではと答える女性が半数を超え、意識の変化も要因となっていると分析しています。

何を申したいかといいますと、やはり働き方とか働く場の変化も、婚姻数の減少に一因があるのではないかということではありますが、一生独身でおると答えた人、その理由を聞くと若過ぎるとか、必要性を感じないとか、自由や気楽さを失いたくないとか、適当な相手に巡り合わないとか、そういったこれまでと普遍的な理由もありますけれども、一方で、24歳以下の若い女性では仕事や学業に打ち込みたいというのが伸び

てきているようです。また、異性とうまく付き合えないという方も増えておるということの中で、恋人か婚約者がいる女性はピークから10%ほど低い28%というデータがあるようです。また、結婚された方、既婚者の出会ったきっかけについては21.2%がネットで知り合ったという、私たちからすると非常に多いなというふうに思っております。それで、1つには最初言われた天野さんの女性の居場所がないと、地方には、そういったことも言われております。そういう観点からいきますと、やはり女性が働きたい場所づくり、仕事づくりというものが天野さんのおっしゃられるように必要だと考えております。少子化のことでありますので、やはり先ほど私も言いました意識の変わりようも踏まえて、婚姻数、出生数を増に転じるためには、多様化する若者の思考も考慮した少子化対策というものを打っていく必要があると考えております。それにつきましては今プロジェクトチームで若い年代からも御意見を出していただいておりますけれども、そういった意見も参考にしながら進めていきたいのでありますけれども、やはり全く若い方がいないわけではありません。本町を含め高知県内にも出会いの場の提供も大事であるということは重々理解しております、今後、出会いであるとか結婚であるとか意識をさせない、さりげない催しの場を提供することも検討していきたいと思っております。そして、一番これは町民の皆さまにもお願いしたいのでありますけれども、議会でもこういった議論をしてまいりましたが、町民の皆さんと少子化についてやはり同じ思いを持って、できることをしていただけるような、協力を得るようなことも積極的にお願いしていきたいなというふうに思っております。

以上で、所見ということでございましたので取り留めのない話になりましたけれども、非常に天野さんの発言については参考になることがたくさんあるかと思っております。一方で、多い考え方とは逆に少ない考え方を持つ若い方もいらっしゃるの、今、本町にも鎌井田地区、片岡地区に新しく4家族が移住していただいておりますが、やはり自然豊かな環境で生活をしたいというニーズは確実にあると思っております。これから働き方も変わっていく中で、都市部で就職しながら住まいは越知町で仕事をする、そういったことも先々できてくると思っておりますので、ある意味そういう環境を求め方の掘り起こしということも、これからしていく必要もあるかと考えております。最後になりますけれども、とにかくもうお先真っ暗というようなことを私どもが言っておると、まちの方々にはさらに今後の生活、越知の未来について不安を感じられると思っておりますので、あくまでも前向きにいろんな御意見をいただきながらやっていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）今回は具体的に政策提案とか、具体的な事業提案を私が提案したり、そちらが聞いたりすることはやめて、基本的な考え方はどうかというところをお伺いしているんですけれども、なぜかといいますと職員が600も700も案を出しているのを、どう料理するかとい

うか取り上げていくかというのは、取り上げる側のほうのスタンスによると思うので、ここが大事じゃというところでもあります。

では、次の2つ目に移りたいと思いますけれども、「まちがいだらけの少子化対策」という著書では、ファクトとエビデンスに基づいて実数としての子どもの数の減少を防ぐ施策が少子化対策だと、こういうふうに書かれております。これが私はこういうのを読んでみて、県の中山間再興ビジョンの中にもそういうのが端々に各分野の中に盛り込まれているので、これを取らんということは非常に何ていいますか、賢くないなというところでもありますので、ぜひこれをそこで理想の夫婦像を実現できる、未来が見られることということが私はこの本から気づかせていただきました。9月1日の高知新聞に掲載された共同通信のアンケート結果では、47都道府県知事と1,741市町村長の回答者1,667人の79%がこの少子化は改善しないと回答し、高知県知事と県内24市町村長は、人口減少を十分に防ぐことができなかったというふうに答えているという記事が出ております。各町村別のことは書かれていなかったもので、本町はどうだったのかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。先ほど本町の人口推移、10年間のお話しさせていただきましたけれども、おっしゃる問いは、この10年間で貴自治体が実施した地方創生の取り組みは人口減少を食い止める上で十分な効果があったかという問いでございました。ということで現実的に数字を見たときには、かなり減少しております。そういった現実を踏まえると、どちらかといえば不十分と回答をいたしました。その現実を考えたときにやはり今後大事になってくるのは、人口構成というものが非常に注目されるようになると思いますし、私も常々話をさせていただいておりますように、働く世代がいるかいないかということが今後の人口減少が進む中での、まちの活気のバロメーターになると思いますので、そこは今後頑張ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）まさに働くところがないというのが主因というのは、これはもう分析する必要もないぐらいのものだと思いますけれども、天野さんの本の中でも結婚しない意識が変わったその背景にということで、働くところがないから若い女性が働くところのある都会へ出ていく。都会には、政策的にそういう若い人を誘導することを支援したかというところでもない、民間の企業がそういう場をつくってくれていたわけなので、そうじゃない地方はというとそういう企業がないから、企業と連携して政治や行政が働く場所を誘導していく、誘致していくということが大事じゃないかなと。40、50になった男の人が気づいて、いや、もうそろそろ結婚をとして相手を見たら同年代がいないから若い人に、20ぐらい下の人に目が向く。そこにアプローチをかけても、20代下の若い女性は同じ年齢の人を見るわけですので対象外やと、40、50の

男は対象外、こういうところで非常に何ていうかマッチングしない環境にあると。ここが非常に、これからさき政策的に難しいところかなというところを思いました。

では、次に佐川高校の存続の魅力化について2点お尋ねをいたします。ちょっと照明をお願いします。これは佐川高校がここ数年、誰もがこれはもう実態です所以说っていることですが、入学者の定員割れが続いております。県教委は入学者の20人以下が続くようなことならば、統廃合も検討せざるを得ないということを第1次の再編検討委員会で言われています。もう既に今、第2次の再編検討委員会に入っておられるようです。高校の教育費が無償化されて、今、非常に例えば私立校なんかでも実質無償化に近いことになったので、私立高校へも高知県内では入学者が増えている状況ですけれども、無償化されても佐川高校がなくなれば通学費は負担を増しますし、転出者も増えるというふうに思われます。その結果、高吾北地域全体の人口減少と経済の衰退が心配されます。これは平成26年、令和元年、令和5年の佐川高校の入学者、赤で囲んだところですね、6年度が26人とこういうふうになっています。次の、これは県教委の資料からもらったんですけども、旧の学区別中学校卒業生の推移という調査があります。右上に黄色く高吾学区というところがあります。これは須崎も梶原も一緒に含まれたもので、その数が、右の推定数というのが令和6年から入学者の推定数になっておりますが、だんだん減ってきて全体で493人とこういうような調査が出ております。それと佐川高校の地元であるのは日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の4町ですけれども、4町村とも出生者数は減少の一途をたどっているため、近い将来入学者が20人を割るのではないかという心配をされます。佐川高校は教育機関としてだけではなく、地域の活力資源でもあると思いますが、高校の存続について町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員にお答えいたします。佐川高校は拠点校として高吾北エリアにはなくてはならないと考えております。佐川高校ならではの特色を出して生徒に選ばれる高校になることが非常に大切だと思っております。なお、先ほど言われた日高村、佐川町、越知町、仁淀川町、これ、それぞれの町村長、同じ思いを持っておりまして、もう1町村でということよりも、やっぱりエリアでしっかりと対応していくということが大事であるということは共有しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）過去のいろんなやり取りでは、この高校は県のものでからというような対応の意識とか、そういう対応が聞かれたことがあったと思いますが、ここへ来て4町村も、行政もそうやし、議員のほうもこのことに気づいて、やっぱり連携をして取り組んでいくということ

が大事。特に仁淀川町は仁淀高校がなくなってからもう大変な思いをしたので、非常に反省をしているというか、じだんだを踏んでいるようにございます。

次は、これは令和4年に嶺北高校魅力化を高知県第1号でやった、嶺北高校の校長が佐川高校に来られた山田憲昭校長のときに取られたアンケートの結果ですけれども、中学生の4割、中学生の保護者の3割が本校の教育活動を好意的に捉えている。それから高校生の7割、高校生の保護者の6割が本校の教育活動を好意的に捉えている。非常にこのような先輩たちが今おるわけですから、こういう人との交流ができれば、地元の人にとっては選択される可能性というのが見えるのではないかなというふうに思ったので、この資料を使いました。佐川高校の校長は、今のですよ、佐川高校の校長は地元4町村からの入学者の割合を30%に増やしたいと。これは私たちが高校を訪問したときにそういうふうに話しておられたので、皆さんにそういうふうに説明されていると思いますが、その背景にはこのアンケート、4割3割とこういう子どもたちがそう思っているということから、そういうふうにそれを実現したいと言われたのではないかなというふうに想像いたします。絶対数を増やさなければ入学者というのは30%を欠けても元の分母が減れば増える可能性はないので、そこが一番の課題になってくるわけですが、次の画面ですけれども、県教委は地域みらい留学というのに取り組んでいまして、今年はまた増えていると思いますが、もう10校以上になっていると思いますけれども、県内で中山間地域の高校が国内の全国から入学生を募集するという、みらい留学制度というのを取り入れています。県教委も今までは高校教育課だけだったのが、高校振興課という新しい課もつくっておられます。こういう方法も佐川高校の存続には有効的な方法ではないかというふうに思います。嶺北地域では18歳まで、嶺北高校は高知県で一番先にみらい留学を取り入れたところですが、18歳までに地元での生活を保障できなければ地域の未来はないという本山町と土佐町の首長がそう考えて、高校には交渉して魅力化をやったわけですが、嶺北探究という課題に取り組んでもらっているというお話を伺いました。織田教育長は佐川高校の運営協議会の委員もされておられますのでお尋ねしますが、何か具体的な提案をこれまでにされておられるのかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）おはようございます。武智議員にお答えします。毎年3回、7月、12月、2月に佐川高校の学校運営協議会があります。協議会の中で入学者数の減少や今後の存続についての話もあります。そうした中で佐川高校はこの地域の唯一の高校なので存続してほしいし、存続させたい。そして、今の普通科のままで高知市内等の他の高校の大学進学や部活動の面で肩を並べるのは、なかなか厳しいものがあるのではないかと、普通科でいくなら、せめて高知大に5人程度とか数名の合格ができるようにできないものかと、高吾北地域の各業種の農林業、

商工業、観光業、福祉系、そういったところの人材不足に対応した、この地域での就職や起業の専門的な道が開けるような高校はとか、そして、今年で10年目になりましたが、「いのち輝け～さくら咲くプロジェクト～」や地域マネジメント部の活動を生かして、この高吾北地域により密着した高校はどうかとか、人口減少はまだまだ続くので県外や海外からの留学生の受入れは必要ではないか。それから、中学校との部活動において競技種目等にもよりますが、佐川高校と一緒に活動できるものがあるならば、佐川高校を中学生が知る機会になるのではないかと、佐川高校から中学校の生徒や保護者に対しての情報提供を増やす取り組みができないのかとか、そういったことの意味をいろいろ話しております。やっぱり先ほど町長が申しましたように、唯一無二の特色のある学校にならないと存続は厳しいのではないかなどの意見は、ほかの委員からもありますし、私も提案はしておりますし、今後も提案をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）これはアイデアの提案というのを今、幾つもやっていただいたので、ぜひ議論をされていると思うんですけども、高校の活動の中身は県教委がやるわけですが、県教委へ嶺北が行ったときに、魅力化の地域留学ということの話がされたときに、地元が積極的に協力体制をできるなら支援しましょうということで、具体的にコーディネーターを1名余分に県教委が次の年につけてくれて、高校へ、教科の先生以外のものをつけてくれて、地域とのマネジメントをしてくれた。その結果、寮をされたりとか、寮監を置いたりとか、公的な塾を開設したりとかして地域が協力した。あとは大豊とか大川も対象の地域ですけども、ここはちょっと温度が低かったので土佐町と本山でお金を出して、1,600万のお金を出して運営協議会をつくったり、億単位のお金をかけて寮を造ったりして、今年は58人が寮に入っているそうです。やっぱりこれがさっきそれなら教育長、次の段階に入って、どうやったらそれが実現できるかという手法について、また具体的に町長と一緒に後援会とかもあるので、そこへ入っていただいたらいいかなと。実行するのは執行部の方で、我々は提案ぐらいしかできませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これに答えは要りません。ということで事務局長から休憩の時間という要請がありましたので、あと4問残っておりますが、よろしいでしょうか。

議長（高橋丈一君）お諮りします。一般質問の途中ではありますが、1時間ぐらいいになりましたので、これより10時10分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）それでは、御異議なしと認めます。10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

議長（高橋丈一君）再開します。8番、武智議員。

8番（武智龍君）それでは、通告の4番目の農業振興と農業維持の一体的な取組について、4点お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1番目、本町の農業は多くが露地栽培で施設園芸農家に比べて収入面でかなり格差がありますので、新規就農者もほとんどいない状態が続いております。このため農業を職業として新たに選んでもらうには、強力なインセンティブが必要ではないかと考えます。そこで私は視察をしてきましたので見ていただきたいと思います。これは高知県の北川村ですが、数年前から北川村はユズ王国として古くから、高知県で一番古いんじゃないかと思いますが、ユズの産地王ですけれども、数年前から産地を守るために村が離農者等の狭い農地を買い取って、そのうちの90%を生産性の高い農地に改良し、希望者に貸し出す事業に着手して、将来に希望を持った若者が就農し始めておりました。具体的にはこれまで加工用だったため所得が1反当たり29万円ぐらいしかなかったものを青玉で出荷できるようにして、2.5倍以上の80万円ぐらいにするという計画であります。こうした目標は役場が農家に示し、産業課と書いてありますね。示して、画面のように将来は起業する農家100人を育てる。そして、ユズ王国北川村を守っていくという目標であります。次の画面は現在、私が説明した工事中の圃場です。ここには、元は離農する前の高齢の農家の方が狭い細切れでユズを栽培していたというところであります。ここは、この画面は5年前に整備して間もなく収穫ができるようになったユズの圃場です。見てきたのは今年6月7日です。まだユズの実を取って売れるという状態にはなっていませんでしたが、次の画面です。次の画面は移住して圃場を少し早めに買い取って、ユズ栽培を始めた若者にここで出会いました。この方は元協力隊だったそうですが、ユズ農家としてこれからやりたいということで1ヘクタールを今、譲ってもらったというお話でございます。

そこで越知町のことに戻ります。本町には高知県内の90%以上の生産量を誇るサンショウがあります。この強みを生かして今後も安定生産を継続させ、ブランド化を図るための取り組みとして北川村方式はどうかと、町内の農業経営者6、7人ぐらいと話してみたところ、これ、ええじゃないかと、ぜひ検討してもらえないかという御意見をいただいたので、今回質問に出させていただきます。町長に御質問ですが、この事例調査を含めて本町の特性を生かした、先ほどの答弁でも一歩進んだ取り組みをしなきゃいけないというふうな考えを示していただきましたが、本町の特性を生かした新たな農業振興方策の立ち上げに取り組む考えはないかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員にお答えいたします。本町は小区画、不整形の農地が多く、農業資材が高騰する中で効率的に農業所得を得るには、有利とは言えない地域であります。さらに県内でも新規就農者に人気のある産地がある中で、あえて本町を選んで農業をしてもらうことは容易なことではありません。補助金を活用して就農直後に条件のよい圃場を確保すること、就農直後に経営が安定するまで国の補助金で経営を補うことも必要ですが、全てを補助金などによって支援することはできないのが実情です。なお、親元就農においては今年度から県の親元就農者に対する支援が拡充されたところで、10月の広報に掲載する予定です。僅かな支援ではありますが、こうした就農支援金も農業を将来の職業に選択してもらう一つのきっかけであると思います。ただし、あえて本町を就農地に選んでいただくためには、着実に農業で生計が成り立つ栽培技術に対する支援体制づくりも重要でございます。県内でも新規就農者に人気の高い安芸市や高知市は、関係機関による受入れ体制、地域の篤農家による栽培支援体制が大きなインセンティブと考えられます。今年度、越知町では新規就農を志す研修生の受け入れや、就農後の栽培技術向上に向けた支援をする立場である指導農業士の推薦をしており、認定されれば新規就農者の受け入れ体制の強化につながると考えられ、就農希望者の増加が期待されるところでございます。

北川村の取り組みを例に出していただきましたが、基幹産業である農業、その中でも基幹品目であるユズを軸に北川モデルとして事業展開し、地域農業の維持、担い手の確保、人口減少対策などにつながる非常に活気的で優良な事例でございます。仕組みとしましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業を活用しています。同事業は市町村等が農地利用集積円滑化団体、いわゆる農地の仲介組織となり、担い手等に集積を行うことができる事業ですが、北川村が農地利用集積円滑化団体となって農地を購入し、農地中間管理機構に集積した後、基盤整備を行い、担い手を確保する仕組みのようです。基盤整備は受益者負担が不要である農地中間管理機構関連農地整備事業で整備をしたようです。条件として担い手への80%の集積が必要になるわけですが、そこには農業公社を設立して対応したと聞いております。

越知町でも北川方式を検討してはどうかと、また、数人から検討してもらいたいと意見があったということで調べましたところ、農業経営基盤強化促進法の一部の改正により、農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業1本に統合されており、また、旧農地利用集積円滑化事業での実績がない市町村または市町村農業公社については、農地集積を目的とした農地の購入、保有はできなくなっており、現時点では有効な代替手法は見つかっていません。越知町も人口減少により5,000人を切り、高齢化により農業従事者は年々減少しておりますが、基幹品目として産地化してきたサンショウは、ここ数年で需要が大きく伸びております。基幹品目であるサンショウへの支

援については、高吾農業改良普及所の普及指導計画の中で越知町山椒組合の産地振興を重点課題として位置づけ、令和9年までの4年間、関係機関が連携し生産の維持拡大、労働力確保について重点支援していくこととなっています。今年度から高吾農業改良普及所では山椒組合の圃場台帳調査を開始しており、昨年度実施した雇用状況調査結果と併せて各圃場の樹齢や改植、新植計画を聞き取り、今後、サンショウ産地を維持していくにはどれくらいの規模の優良農地が必要なのか、その農地を長期間維持するには今後、何人の労働力が必要になるかを調査してくれています。この結果を踏まえ、まちの農業を維持し、強みであるサンショウをブランドとして成長させていくには、基盤整備が一つの方法になるかもしれません。必要性が出てきた場合は、産地と一緒に話合いを進めていきたいと考えています。ただし、基盤整備は地元の合意が得られてこそ実施できる長期計画のプロジェクトであります。北川村の事例も参考にさせていただきながら、少しずつでも着実に前進するよう、町としての仕組みづくりを研究していきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）町長の基本的な考えがないと次の課長が答えにくいと思うので、先に答えていただきましたけれども、副町長にもまた一言御意見をいただきたいと思いますが、ちょっと先ほど、照明をお願いします。御紹介が抜かっておりました。越知町のサンショウの場合、生産量のシェアは言いましたが、現在町内で聞き取りしたところによりますと、町内では全体で3社、生産組合があるんですけども、合計で46ヘクタール、生産者は115戸以上、法人も含まれます。町外から集まっているのは14ヘクタール、100戸以上町外から越知町へ来て、越知町から出ているので県内のシェアが90%というふうになっているようです。そこで、この3つの生産団体の共通の悩みが高齢化。そのことによって後継者がいないと、これが一番の共通の課題だそうです。そこで必要な取り組みは何かといいますと新規就農者の確保。越知町はサンショウというブランド、農業は、それを守るのにはやっぱり就農者がいないと始まりません。これが先ほど言った農業公社でもよし、三原村は農業公社が一手に引き受けてやっぺらっしゃいます。そこで継続的な安定生産と越知ブランドの保持のために生産性が高い圃場が必要ということで、今、北川村を検討していただいたらどうかということですが、法律が変わったことを私も聞いたので調べてみました。目的は何かといいますと、今やっておられる地域計画というものをこれからどんどん進めて具体化、実際にそれを具現化せないかんというのは全国の課題。地域計画で出た、ここの土地は誰が使うという、何をやるというような計画を実効性に移すために、そっちの法律でこの事業ができる可能性というのが今、見えてきましたので、ぜひ先ほど町長も研究したいということで、研究をしていただきたいと思います。

そこで、北川村はたまたま村長が補助をもらう条件として、水路か道路でつながっていないと一団として認めないということが条件になって

いるらしいですが、そのときに町長が提案したのは、この川を水路として見立てることはできませんかという提案をしたそうです。それでその川が水路ということで川の両脇が一団地になって、飛び地です。こういうふうになっておられました。場所的には、イメージでいうたらちょうど坂折川のような、文徳と遊行寺みたいな感じのところだったと思いますので、それだけでは、北川の例ですけれども、越知はそういうところもなかなかない、あっても水没する、そこではなかなか農作物が難しいので、山の上の開墾というところもあると思いますし、今、放棄地になったところもあると思いますが、県の補助が使えないというところでも、やれるがねというところで補助が使えるからやれんではいかんから、越知のブランドを守るためにはやっぱり財源の確保というのに知恵を絞りたいと思いますが、その点で財源の本元であります副町長、一緒に協力していただきたいと思うんですが、一言お願いします。

議 長（高 橋 丈 一 君） 國貞副町長。

副町長（國 貞 誠 志 君） 私からも武智議員に御答弁申し上げます。先ほどの北川方式でありますけれども、ちょっと繰り返しになりますが、基幹作物でありますユズを軸として地域農業の維持とか担い手の確保、耕作放棄地対策、移住者の取り込みといった、そういったことに対して一体的に対策を行うということは、大変すばらしい取り組みであると評価を私しております。御提案のとおりユズをサンショウに置き換えますと、本町にとっても参考にすべき点は非常に多いというふうに感じておりますが、議員もおっしゃられたとおり、国の制度改正もあって北川村方式を踏襲するということについては、越えるべきハードルも非常に多いと思いますし、制度改正によって非常に高くなっていると思っています。課題を整理しますと北川方式を踏襲とした場合には現在、大まかに3点ハードルがあると思っておりまして、1つは法改正に伴って町が、あるいは公社もそうですけれども、農地の購入、保有ができなくなったということ。2点目は、基盤整備を行うには担い手要件として農業公社の設立が必須であるということ。3点目は農地の取得あるいは基盤整備事業費、公社を設立するとすれば運営経費等の財源確保というところで、私もそういったところで今ここに立たせていただいていると思っていますが、その中身として先ほど町長の答弁にもありましたけれども、1点目の課題については北川村が活用した農地利用集積円滑化事業が廃止されたということで、農地集積を目的とした農地の購入、保有を町ができなくなったということで、これをやるにはこれを委託する特定農業団体、いわゆる農地所有適格法人ですが、これが必要となります。町内にも法人はありますけれども、現実的に受け手となれるかという問題が1つあると思っています。もう一つは2番目の話ですけれども、基盤整備を行うためには担い手要件が必要となりますが、担い手の受け手となる農業公社の設立は必須でありますけれども、マンパワーとか運営経費に関する課題は多いと思っています。それから、3点目、北川村の事例では農地の購入に数億円、農業公社の維持運営費として毎年数千万円がかか

っていると伺っております。また、これ以外にも基盤整備を行うとなれば多額の事業費が必要ということで、これは全てもちろん一般財源において補うということは、本町の財政状況では到底不可能でございますので、補助事業の活用というのは必須であります。今現在ちょっと適当な事業が見つかっていない現状であります。ちょっと議長、休憩をお願いできますか。

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

議長（高橋丈一君）再開します。國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）1つ、ユズに特化した集中投資が可能な北川村と非常に多様な産業がある本町、分散投資が必要な本町では産業構造の違いもありますけれども、そういった点で住民理解も必要ではありますが、今、本日御提案をいただいたばかりでありますので、関係機関のお知恵も拝借しつつ、今の法律、制度の中で本町にとって必要な対策の見極めも含めまして、どのような手法、手段が可能であるのか、産業課を中心に私もしっかり関わりを持って、さまざまな面から検討を重ねたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）副町長の情熱的なお話を伺うことができ、めったにやり取りがないのでよかったと思います。ですが私はできない理由を聞いていないので政治的判断は町長に、政策の具体策は課長に、財政のほうはその担当者というふうに分けて聞いたつもりですが、聞き方が悪かったのかもしれません。ちなみに私は例えばどうしてもサンショウのブランドを守りたい、後々永続的に続けたい、それが越知町を守る、中山間を守る一つの手法やということに至ったら、やらないかんのです。どんなことをしてでも。そこで例えばふるさと納税の基金をするとか、それから、支出の試算もせんではないです。例えば文徳島という田んぼが今20ヘクタール。これを今の単価で全部町が買い取ったとしても6,000万から8,000万で買えるわけです。なので、そういう大まかなものは構えられんかという話をまず頭にあつたら、こういうことをしたいというときに、それ以下ならやりますとかというような判断で、あとは具体的にやってもらったらええので、今回はそれ以上聞きませんのでよろしく申し上げます。ちなみにユズの場合は500万を目標に、1ヘクタールで500万を上げてください、生活できますよとい

う提案だったんです。越知町の場合は、サンショウの場合は80万から100万ですから、5反あればもう500万はいきますし、北川のように1町もサンショウをやれば1,000万ということも夢じゃないので、非常に有利な作物というのではありますので、またよろしくお願ひします。

それでは、2番目の農業近代化補助金のことについてお尋ねいたします。これは本年3月定例議会で見直しを提案していましたが、見直しをしたいという課長の答弁もありましたので、その後、見直しはどのように進んでいるのか、具体的なこと、数字のことはいいですので、こういうところはこういうふうにしたいというところを御説明いただきたいと思います。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）武智議員にお答えいたします。農業近代化推進事業費補助金につきましては現在、課内で見直しをしております。平成15年に制定されました要綱のため、重要種目など現在の農業情勢にそぐわない部分があり、廃止や統合、新たな事業、補助対象者の拡充などについて検討、協議をしている段階です。これまでの実績や今後の農業情勢等を踏まえ、可能な限り幅広い支援ができるよう見直しを行い、令和7年4月より運用したいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）ありがとうございます。やっぱり着地点というか、令和7年4月から運用したいとこういう目標を設定して検討するほうが一番答えは出やすいと、また、そこでいかんだったらまたやり直したらええので、ぜひお願ひしたいと思います。

では、3つ目の里山や山間部の農業者は耕作放棄地以外の草刈り、水路や道路管理などを自分たちで行う必要性があつて、こういう作業には個人の機械、燃料、時間、体力、こういうものを使ってやってもらっていますので、農村地域の環境維持につながっております。本当にこれはありがたいことだと思うんですが、その作業に関わる農家が非常に高齢化してきて、体力が弱って、このような作業がままならなくなってきた。この間は遊行寺、五味地区の懇談会でも、もう墓参りに行く道の草を刈ってもらいたいぐらいの話も出てきた。このため今後は加速度的に耕作放棄地が増加して、農村環境の悪化が懸念され、集落維持もままならなくなると思われますが、農地保全とか農村環境維持のためには、今後、個人も対象にした新たな支援策というものを検討すべきではないかと思います。といいますと、どこかの個人のあの人のだけをやるとかという口利きの作業ではなくて、制度をつくる。これが大事なかなと思いますが、この点について町長はどのようにお考えかお伺ひいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）武智議員にお答えいたします。議員もおっしゃられたように現在、農村環境の維持対策としては、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金で活動している集落単位の協定で耕作地の維持、水路の泥上げ、道路の草刈り、遊休地の保全管理等を行い、耕作放棄地の防止や多面的機能の維持、発揮を図っているところでございます。中山間直接支払制度は本年度末、制度開始から25年となります。長い間、各集落協定により農村環境の維持が図られていますが、協定参加者の高齢化、担い手不足等の理由により、参加者の脱退や協定自体の脱退が進行しています。今後さらに高齢化が進むことで農村環境の悪化が懸念されます。今後、特に山間地では集落中心地から遠い農地は、どうしても守り切れないときが来ると思いますので、可能な限り長期的に維持できるためにも、きめ細かな支援が必要になってきます。

先ほどの答弁と重複しますが、現在、農業近代化推進事業費補助金の見直しを行っています。現要綱では補助対象者が生産法人や生産団体等である上、認定農業者を含むこととなっており、個人農家では支援が受けられない内容になっていることから、補助対象者の拡充についても検討をしています。ただし、一個人農家ではなく生産団体、集落営農組織、生産部会等の組織に属し、積極的に農地維持に努めている農業者など、一定の線引きは必要と考えています。なお、可能な限り幅広い支援ができるよう見直しを行い、地域農業を取り巻く環境が厳しさを増していく中、持続可能な地域農業の発展につながるような支援策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）8番、武智議員。

8 番（武 智 龍 君）ありがとうございます。可能な限り考えていくということで、非常に前向きな答弁をいただいたというふうに思っておりますので、その成果をまた12月頃にお伺いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。4つ目です。市街地から離れた地域の農家は、高齢化に伴い農協や直売所等への出荷もままならず、栽培面積を縮小せざるを得なくなって農業経営は厳しくなっています。その結果、耕作放棄地や有害鳥獣が増加し、農家の生産環境も悪化するなどの負のスパイラルに陥っています。そのような中でも作物を作る知識や経験は豊かであり、労働意欲もある農家があり、収穫や選別などなら協力できるという非農家の住民もいます。このような方々が少量でも生産したものを換金できれば生活にゆとりが生まれ、お茶を飲みにかんかというようなことも、友達関係もできると思うので、耕作放棄地の防止や高齢者の健康増進、集落維持等にもつながりますが、現在実施中の地域以外の地域においても集落支援制度等を活用して、直売所等への集出荷作業を支援できないかお伺いします。これをやってくれんかというお声も、本当に先日いただいたところでございますので御検討いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長（高 橋 丈 一 君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員に御答弁いたします。中大平地区の農福連携事業は産業課、保健福祉課、集落支援員らの協働で高齢者の取り組みの好事例としてあらゆるところで紹介され、現在も視察や大学生の研究課題となっています。野菜の集出荷の問題は、越知駅物販経営協議会の中でも課題として上がってきたところです。前回、6月定例会で上岡議員に御答弁したことの繰り返しになるのですが、これまで本町の5人の集落支援員は地区担当制で地区の方々と人間関係を築いてきました。令和6年度からは地区担当制は基本のたて糸として残しながら、課題解決に対する活動をよこ糸として、地域を横断する形で取り組んでいくように変更したところです。集落支援員とも協議し、増員も含めて来年度の体制を検討していますので、御質問の内容につきましても、できるだけ早くニーズに応えられるように検討したいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）検討してくれるという返事をいただきましたので、よろしく願いいたします。聞き方にもよりますけれども、中大平だって今8人出荷して桐見川も増えたということを聞いていますが、最初から8人じゃなかったと思うので、1人、2人をやっているうちに、あんたも出さんかねとか、私、今回これぐらい入ったとかという話を聞きながら、じゃ、やってもうかというふうに横に広がっていくと思うので、そういう広げ方の研究もしながら、支援員さんにレクチャーをしていただきたいというふうに思います。

では、次の防災アドバイザーの役割について2点お伺いいたします。本町は住宅耐震化率を上げるため、町長の行政報告でもありましたけれども、引き上げたいという決意がありましたが、先日4人の建築士を防災アドバイザーとして委嘱されました。これ7月30日の新聞で紹介されました。これですね。左の写真は、ちょっと照明お願いします。町の広報から取ったコピーです。右が新聞記事です。私も同様の考えでアドバイザーの設置について、今年3月定例議会の一般質問で提案をさせていただいたところ、もう危機管理課長が早速具現化をしていただいたというところでございますが、新聞とか広報に書いてあるところを読みますと、こういうことを期待したいということで、例えば防災力の向上に努めてもらいたいとか、有事の際には避難誘導に関わっていただきたいとか、建築士であるので主に住宅の耐震化の推進にお力添えをいただくと、非常にこれは考え方としてはいいんですが、実際にこの中に例えば私が入っていたと仮にしたら、私が建築業者で誰かにそういう話をしたときに、あんたは自分の仕事を欲しゅうて来たかねと、こういうふうに取りられる可能性もあるので、なかなか厳しいんじゃないかなと、実際はどうかなというところですが、それは後で聞きますが、実際、今の段階で具体的にアドバイザーにどんなことを期待しているのか。書いてあることだけ、同じでも構いませんが、課長から答弁をいただきたいと思っております。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）武智議員に御答弁申し上げます。防災アドバイザーについてはおっしゃられたとおり、今年3月定例議会で武智議員から御提案をいただき、災害に強い町づくりの推進に有効であると判断した結果、住宅耐震化などと併せて地域防災力の底上げを図るためのマンパワー強化として制度化したものです。防災アドバイザーの皆さまに期待することは、さきに述べたとおり大枠では災害に強い町づくりの推進、地域の防災力向上に資する活動展開となります。具体的には今回、防災アドバイザーに委嘱した方々は建築士であることから、やはり住宅耐震化や家具固定等の促進に大きな期待をしております。これは本町の耐震化率がまだまだ低いことに起因しますが、住宅の耐震診断に始まり耐震工事に至るまでの不安解消、専門的な立場からの有益な助言、例えば住宅耐震改修の概要説明や補助金、自己負担金のことなどに親身になって相談に乗っていただきたいと思っております。繰り返しになりますが、まずは地震の揺れから命を守るため、住宅の耐震化に重きを置いていますので、住民の皆さんから顔が見える、また、物が言いやすい存在として、防災アドバイザーの活動が住宅耐震改修の実施を決断する際の不安解消や後押しになることを期待しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）ありがとうございます。確認の意味でお伺いいたしましたけれども、2つ目のことについてお聞きしたいと思っておりますが、小田町長は8月19日の濱田知事と町村長との意見交換会で、県や国に対して住宅耐震工事の補助金額の増額を要望されたと、これ新聞記事に出ておまして、耐震化率向上に意欲を感じるわけですが、防災アドバイザーの中には住民に耐震化を勧めるに当たって、先ほどちょっと事例を出しました私の事例を出したように、我田引水と取られかねないおそれもあるんじゃないかというふうなことを想像するわけです。この方々が例えば耐震工事推進協議会とかいうようなものを、会をつくっているんな情報交換やら、それからパンフレットを作ったりして、協議会としてこんなことを推進していますといくと、間に推進協議会が入ることによって非常にソフトになってくる。受けるほうも非常に気持ちがいいんじゃないかというふうに思いますし、推進協議会も例えば会議費だとか、パンフレットを作る費用だとかいうふうなものも協議会に委ねると、また民間レベルでの発想でいろんなものができるんじゃないかと思っております。いろんなことが、耐震率が上がるのではないかと思います。そういう仕組みをつくる考えはないかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）武智議員に御答弁申し上げます。今回、防災アドバイザーに委嘱した方々の職業は建築士、大工です。このことは町として

住宅耐震化を推進していただきたいという思いがあつてのことです。さて、我田引水と取られることを心配される防災アドバイザーがいるかどうかは分かりかねますが、議員が言われますとおり、防災アドバイザーが活動しやすい仕組みをつくるということは必要と考えます。このことから防災アドバイザーが公の立場で活動しているあかしとして、町が身分証もしくは認定証を発行したいと考えます。現時点では大きさは名刺サイズ程度で、首からつり下げる名札のような形態をイメージしております。

次に、推進協議会の設立を例に挙げていただきましたが、防災に係る協議会については今年6月定例議会でも箭野議員から防災士の協議会設立の要望をいただいております。このような経緯もあり、防災に関係する協議会設立のニーズが高まってきたと受け止めております。このため防災アドバイザーが活動しやすい土台づくりも含めまして、協議会の設立を検討させていただきます。

なお、せっかくですので防災アドバイザーだけでなく防災士、町内の自主防災リーダーなどにも参加いただける、総合的な防災推進協議会として構想を練りたいと考えます。つきましては参加メンバーや活動内容などについて外部の方とも協議、調整が必要となりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思ひます。御理解のほどお願いします。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）非常によく理解できましたので、よろしく願いいたします。

それでは、6番目の社会教育の充実について2点ほどお伺いしたいと思います。本町には社会教育主事の資格を持った人はいますけれども、教育委員会に配属されていないというふうに理解しております。これは社会教育法9条の2というところに、市町村の教育委員会事務局に社会教育主事を置くという必置性になっています。ただし、人口によっては置かないこともできるというような言い訳もありますが、2000年代に入って社会教育主事には今の画面のように、ちょっと照明お願いします。画面にあるように地域づくりとか学校支援とかファシリテーションとかというような多岐にわたる能力、役割が求められておりまして、必要性が高まっています。越知町にここまでの背景があるかどうかというのは教育長にお伺いしますが、そういうことも含めて今後、配置する考えがあるのかお伺いしたいと思います。これには職員の定数やら割り振りのこともありますので、もし教育長が答弁できない範囲は町長からもいただきたいと思ひます。教育長、お願いします。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）武智議員にお答えします。配置する考えはあるかということで、考えはあります。昨年度から教育委員会事務局に社会教育主事の資格を持つ職員が不在となっております。昨年度、香川県での社会教育主事講習に担当職員を受講予定でしたが、けがによって受講するこ

とができませんでした。今年度、社会教育担当職員が7月から愛媛県での社会教育主事講習を受講しており、今月中に社会教育主事の資格が取れるようになっております。また、今後も4年に1回、高知県での社会教育主事講習があるときにできるだけ職員が受講するようにして、職員の人事異動があっても社会教育主事が不在にならないようにしたいと考えております。こうした場合は定数の範囲の中で職員が高知県で1回あるときに行って、パイを増やしていくということであれば、定数とか財源には大きな影響がないと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）それでは、社会教育主事のことについて2つ目の質問をお伺いしたいと思います。社会教育主事、次の画面ですが、社会教育主事は専門職として市町村の教育委員会に置くという専門職員ですが、教育長は令和4年9月議会で私の質問に対してやったと思うんですけども、教育委員会事務局が社会や地域課題をきちんと把握できる体制になっていないので、今後は社会教育主事を中心に職員の社会教育への意識づけやスキルアップのため、国や県の研修に積極的に参加をさせて先進事例の研究とか視察などを行えるよう、体制の見直しに取り組むというふうに答弁をされたと思います。社会教育主事が専門性を発揮できるようにするには、学校現場で新任教師が配属された場合に先輩が経験を教えながら、あるいは見習いができるようにOJTという活動ができる配置をされていますが、社会教育の現場にもそういう指導、助言、相談等に乗るなどのOJTができる先輩主事が必要ではないかと思うわけです。先ほど途切れないように今後は体制をつくりたいというお話もあったんですけども、そういう体制をつくる考えについてお伺いしたいと思います。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）武智議員にお答えします。今年度、社会教育主事講習を受けた担当職員も若い職員であります。武智議員が言われますように今後の育成は重要と考えております。社会教育の現場で指導、助言、相談等に乗るなどOJTができる先輩主事がいればよいとは考えておりますが、すぐにできることではありません。県教委の生涯学習課にも、社会教育と一緒に伴走してくれる社会教育主事の人材について相談もしておりますが、なかなか厳しいとのことですね。

今後、体制を整えるために、現在教育委員会事務局に在籍している社会教育指導員に社会教育主事の資格を取得してもらい、職員と一緒に社会教育行政や地域における多様な地域課題にも取り組んでいくことを考えております。社会教育指導員は会計年度任用職員でありますので人事異動はなく、事務局に長く勤務することが可能であります。社会教育指導員は、これまで社会教育や社会体育の事務事業の補助的な役割で任用しておりますが、こうした役割に加えて昨年度から笑いで元気なまちづくり事業などを地域に出向いて開催しております。そのときに職員と地

域課題の把握と一緒に努めております。この体制が組めると社会教育主事を持った職員が人事異動で変わった場合でも、社会教育指導員が新たに来た次の職員の指導や助言ができる体制になると考えております。武智議員が言われる体制はすぐにはできませんが、いましばらく時間をいただいで、ゆくゆくは長期にわたって専門性を発揮できる体制が組めるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）教育委員会には専門職が、学校教育の先生という専門職がいます。保育園からずっと含めて。社会教育には博物館の学芸員、それから図書館の司書、社会教育主事と3つぐらい専門職がいると思うんですが、学芸員さんと図書館の司書があまり異動されていません。図書館の方は非常勤の方ですけれども、そういう意味で非常に社会教育の現場で一番大事なところ、中枢のところ弱いところがあるので、これは常勤だろうが非常勤だろうがいいと思うんです。民間の中には社会教育士という社会教育の実施をしていただく、そういう制度もできてありますので、そういう人たちを束ねるといいますか、連携して越知町の先ほど手前の画像に課題があった地域づくり、今、高齢化で非常に草刈りが大変だとかという、それから出荷のこととか、地域づくり、それから、学校の支援も、いじめとか次のところで出てきますけれども、そういうものをどうしていくかという住民の合意を得る、引き出すのがファシリテーションという役割だと思うので、やっぱり社会教育主事がもうちょっとしっかりしないと全体がいかないかなど。学校の場合は専門職がいっぱい、国が雇った、県が雇った先生がいるので、学校はお任せしておけばその中でちゃんとやってきていただいていますけれども、社会教育の場合は教育委員会が直接管理をする、指導をするということが大事になってくるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の、7つ目の子育て支援の拡充についてお伺ひいたします。ちょっと照明をお願いします。この画面は越知町の教育委員会が出している第3期越知町教育基本計画から抜粋したもので、令和6年から10年度の間に計画を立てるに当たって使われている資料から取りました。左側の表は不登校の児童で、平成30年度から4年度までの分。右側がいじめの認知件数、~~これ認知~~いじめと認知されたという件数ですけれども、これも30年度から4年度までの数字で、全くないと思っていたら結構あるわけですが、表にはあまり出ませんが、不登校児童や生徒は年によってばらつきがありますが、右側のいじめはちょっとずつ増加傾向にあるのではないかというふうに思いました。現在は相談や問題等の内容により子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、非常に窓口が分かれていて場所もばらばらで、専門の人はどこへ行ったらええか分かりますけれども、相談に来た人が、ここじゃないですと、たらい回しになるようなこともあったんじゃないかというふうに思いますが、でも、問題解決のために昨日、市原議員の問いでもありましたけれども、「ヤングケアラー」の声あり）ヤング

ケアラーの質問でもちょっと出てきましたけれども、今までは問題解決には保育園、学校、保健師あるいは県の保健所、警察などが一緒になった要保護対策連絡協議会ですかね、要対協という組織で対応をしてこられたと思うんですけども、非常に綿密に現場の方がやっておられるので感心をいたしております。

今後はこの画面のように、国にこども家庭庁が新設されたことに伴って児童福祉法とか母子保健法とかが改正されて、努力義務ではありますが、市町村に地域の関係主体とつながりながらサポートプランの作成や勧奨・措置を使い、子育て家庭をマネジメントする機能を一体化することも家庭センターを設置せよと、こういうふうなことが求められているようです。今、赤の大きい枠で囲んだところ、こども家庭センターには今までなかった勧奨とか措置と、県がやってこられたようなことも市町村でやりなさいとこういうふうに役割が位置づけられているので、非常にこれ仕事が増重たくなってきたかなというふうな気もいたしますが、令和8年度までにやらないかんというふうに指導されているようです。現状でも一部の保健師は24時間対応の携帯電話を携行しておられまして、非常に業務内容が厳しい環境に置かれておりますが、こども家庭センターができると職員の業務がこれまで以上に重たくなるのではないかと思います。ほかの市町村に問い合わせますと、行政で働く保健師というのはなかなか確保できない。民間施設にはおもしろいですけども、応募があるらしいですけども、できないという状況があるとお聞きしますが、こども家庭センターの設置に当たって、専門的な人材の確保を含む本町の取り組み計画についてお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）武智議員にお答えします。今年4月の法改正につきましては、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律による改正でございまして、それ以降、国、県から出ております情報等を収集してきておりまして、今年3月にこども家庭庁のほうからこども家庭センターのガイドラインが定められ、それについて研究しているところでございます。こども家庭センターの設置に当たっては、こども家庭センターガイドラインの人員配置基準を見ますと、当町の現状では少し高いハードルがあります。人材確保の部分、また、専門職の新規採用等でも今、現状厳しい状況であることは事実でございます。その中で限りある現在の職員数をさまざまな制度を使って人員配置、人材確保ができないかを今研究、検討しているところでございます。現在、当町の子ども関係のセンター、先ほど議員のおっしゃっていただきましたが、3か所ございまして、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て支援センターの3つがございまして、それぞれ目的、業務は違いますが、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、保護者にとって何か所も相談機関があるのはいかがなものかと自分のほうも感じておりました。それに伴い教育委員会ともちょっと話し合ったこともあります。それで、こども家庭センターは子育て世代包括支

援センター、子ども家庭総合支援拠点を一体化するものですが、いまだに結論までには至っていませんが、子ども関係のセンター事業の一本化も視野には入れております。また、ちょっと枠組みのほうが大きくなってきますが、重層的支援体制整備事業という制度もございまして、この事業は対象の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としております。この制度は介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談支援体制などを包括的な支援体制にする事業もあり、その中にはこども家庭センターも含まれております。令和8年度までは子ども家庭総合支援拠点の補助金も経過措置として交付されることもありますが、令和7年度中には答えを出していきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）まだ期間に猶予があるので十分検討していただきたいと思ひますし、また、少子化対策とかについて、先ほど町長等がやり取りした新聞記事には地方単独ではもう成果は出しにくいと、国がやってもらわないか何とかという要望をしているわけですが、今回は家庭庁を国がつくって一本化して、もっとスリムになったらどうかということを国のほうから提案してこられたので、やっぱり現場がそれをどれだけ理解し、現場に合わせてやるか、または合わない制度やったら国にここを変えられんかというようなそれを言う、国に申し上げていく期間もあるわけですので、ここはまた政治的に町長とかにも活躍していただいて、越知町の子どもたちが伸び伸びと、そして親が安心して子育てができるまちをつくっていただきたいと思ひますので、ぜひ7年度の末に私はおるかどうかわかりませんが、いい答えがいただけるようによろしく願ひいたします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で武智龍議員の一般質問を終わります。続いて、1番、小田壮一議員の一般質問を予定していましたが、欠席のため、越知町議会会議規則第61条第4項の規定により通告は効力を失うことになりました。以上で一般質問を終わります。本定例会に通告のあった一般質問が全て終了しました。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思ひますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時13分

再開 午後 1時00分

議長（高橋丈一君）須内監査委員にもご出席をいただいております。町長より、午前中の武智議員の一般質問の答弁で訂正があるそうです。小田町長。

町長（小田保行君）武智議員からの一般質問の中で、一番の人口減少対策の（２）、の答弁の中で本町の10年間の人口減について、答弁をしました。その中で、平成8年度、自然減が8人と申し上げましたけども、※社会減が8人の間違いでございますので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（高橋丈一君）日程第2、認定第1号 令和5年度、越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから、報告第5号 資金不足比率報告書についてまでの11件を一括して議題とし、議案質疑を行います。議題外にわたる発言や一般質問のような自己の意見は厳に慎んでいただき、簡単明瞭な発言を心がけてください。質疑はありませんか。8番、武智議員。

8番（武智龍君）一般会計歳入歳出決算事項別明細書の一般歳出23ページ。その中の415、14、工事請負費、月曜日に、3区、8区の児童公園の木製遊具の現地確認を全員でさせてもらったときに、既設の木製遊具は、老朽化したので、取りかえたという理由の説明のときに、既設の解体前の写真もあって、見させていただきましたが、かなり朽ちてからの交換になっていたように思います。あれの説明のときに受けたのが、23年ぐらい経過しての交換というふうにあったと思いますが、今度の新設の木製は、耐久年数は、長いという薬剤を使ってやるということの説明を受けたんですけど。大体何年ぐらい、指標というか、検査結果が出ておるのかをお伺いします。

議長（高橋丈一君）箭野環境水道課長。

環境水道課（箭野敬祐君）武智議員にお答えします。この3区、8区児童公園の木製遊具に使われておる木材の防腐防蟻処理につきましては、マイトレックACQ加圧注入防腐処理を行っております、こちらのほう、メーカーでは薬の標準の耐用年数を10年としておるそうです。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）今後のことにもなりますけど、既設のものが20年以上経って、かなりほつれているとか、朽ちてきて、設置はしてあったけど
※3-6の訂正発言あり

そこに子どもを行って遊べるような状態ではなかったと。つまりそれは今年、去年施行前の1、2年で始まったことじゃなくて、5、6年以上前、もしかしたら今のような感じでいくと、10年ぐらい前。もうすでにその時分から老朽化をしていて、補修の塗りとか、いうのもされてなかったように聞いていますが、今後この10年というのを見ると、公園の管理の中で毎年チェックはされているというふうに言われておりましたが、例えば、維持管理計画の中に、10年後とか15年後とかいうときに、交換という、タイムスケジュールの管理計画とかいうようなものも今後やっておかないと、誰かに言われるまで交換できなかったというような状態では、子どもたちが安全なその生活。少子化対策についても子どもたちに安全に暮らしていただくことに繋がらないと思うので、その辺を、今後どのように考えているかお伺いいたします。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課（箭野 敬祐 君）お答えします。こちらのほうの遊具につきましては、年に1回、委託で公園遊具の安全点検業務、同じく一般歳出の23ページの12委託料にあります。この公園遊具の安全点検で行っております、そちらで異常があれば直ちに対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）他にありませんか。（「ありません」の声あり） ないようです。なければ質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決（認定第1号～認定第9号）

議長（高橋丈一君） それでは、日程第3、討論・採決を行います。

認定第1号 令和5年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第2号 令和5年度越知町簡易水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第3号 令和5年度越知町下水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第4号 令和5年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第5号 令和5年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第6号 令和5年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第7号 令和5年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第8号 令和5年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第9号 令和5年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

報告第4号と報告第5号は、議決事件ではありませんので、ここで須内監査委員には退席をしていただきます。どうも御苦労さまでした。ここで休憩します。

休 憩 午後 1時13分

再 開 午後 1時13分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。日程第3 議案第34号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第44号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11件を一括して議題とし、議案質疑を行います。議題外にわたる発言や一般質問のような自己の意見は厳につつしんでいただき、簡単明瞭な発言を心掛けてください。質疑はありませんか。4番、森下議員。

4 番（森 下 安 志 君）一補事23ページ、7款1項1目18節、これ1回説明を受けたんですけど、この耐震改修設計補助金と、耐震改修費補助金の今現在の申請件数は何件でしょうか。

議 長（高 橋 丈 一 君）小休します。

休 憩 午後1時15分

再 開 午後1時17分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。

建設課長（岡田 孝司 君）森下議員にお答えします。現在、繰り越し分と現年分、合わせて16件の申請が出てきております。改修において出ております。設計におきましては、19件出てきております。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）3番、箭野議員。

3 番（箭野久美）同じくですが、一補事29ページをお願いします。5目の地域教育推進費です。今回報償費60万6千円がありますが講師等謝礼金となっておりますがこの内容をお聞かせください。

議 長（高 橋 丈 一 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）箭野議員にお答えします。こちらについては中学校の部活動の外部コーチにつきまして、卓球部に外部コーチを入れる費用と、

バレー部が今、採用はしておりますが、当初の時間より長く指導したいということになりまして、その分の追加であります。以上です。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）歳入のところなんですが、歳入はもうやっているからって言われたんですけど、歳出のほうに相当するのがなかったんですが、一補事5ページの4目5節です。地方創生推進交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、337万円があるんですけど、歳出のところではようみつけなかったの、教えていただきたいと思います。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）上岡議員にお答えします。まず歳出の一補事18ページの3款4項2目、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業費のところに、補正額の財源内訳、特定財源の国県支出金の中に、120万円あります。まずここに、先ほどの337万円のうちの120万円を充当しております。残りの217万円につきましては、令和5年度の非課税世帯、7万円給付の推進交付金分、概算払いで令和5年度にいただいておりますので、決算額の残りの残額について、今回、歳入として計上しておりますので、歳出の部分には一般財源として算入されております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）一補事24ページをお願いします。消防費の中の2目、消防施設費で、14節の工事請負費ですがこの消火栓新設工事とありますがこれ場所をお聞きしてよろしいでしょうか。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課（片岡宏文君）箭野議員にお答えします。消火栓設置場所につきましては、谷ノ内です。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）1つということでもいいですね。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課（片岡宏文君）箇所数につきましては、2カ所です。はい。二基です。以上でございます。

議長（高橋丈一君）他に。2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）一補事16ページの3目12節の老人ホーム入所措置って書いてあるんですけどその措置の内容を教えてくださいませんか。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。こちら、老人ホーム入所措置ということですが、養護老人ホームの入所措置に関わる費用になっております。以上です。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）1補事17ページお願いします。民生費です。18の負担金補助及び交付金ですが、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の内容をお願いします。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）こちらの中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金につきましては、町内にある事業所に対する補助金で、事業所から、その利用者のお宅まで訪問介護系とか、通所の部分で、約20分送迎とか、訪問とかにかかる場所に利用者がいらっしゃる場合に、その介護費用のすいませんちょっと待ってください。サービス提供費用の15%を補助するものとなっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）他に質疑は。8番、武智議員。

8番（武智龍君）これは、上岡議員と似たような形の質問になりますが、一補事6ページに、歳入のところで、15款2項7目4節で総務費補助金の中に人口減少対策総合交付金726万と出ております。歳出を探しても高齢が該当する数字とか事業名が出てこないの、これは越知町に配分された全額じゃないかなと。今年度のと思うんですが、この人口減少対策、どういうふうな事業に使われるのか、説明をお願いします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員にお答えします。この県補助金人口減少対策総合交付金は基本配分型で、今年度交付決定をいただいているものです。これはすでに当初予算でも計上しているものも歳出はありまして、これは歳入の補充財源として今回財源、歳入に計上しています。種類としましては、妊婦健診審査。（「小休をお願いします」の声あり）

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

議長（高橋丈一君）再開します。井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）武智議員に答弁させていただきます。まず、一補事の18ページをお願いします。一番下です。4款1項1目保健衛生総務費の部分に、国県支出金3万7千円がございます。いくつかに分かれて入っております、まずこの3万7千円につきましては、当初予算から6月補正で計上しております妊婦健診の審査強化事業へ充当をしておる分になります。

続いて一補事26ページをお願いします。9款2項2目、教育振興費になります。この部分で国県支出金の財源のところに231万4千円とあります。この部分も当初予算に計上してある部分でございます、内訳として、123万2千円の部分の子育て支援事業の学校給食費扶助3人目以降が無料とされている部分ですが、この事業につきましては、令和6年度から対象の児童に3人目をカウントする年齢を18歳まで引き上げを行っております。ここの部分に充当をしております。内訳としまして、108万2千円については、教材費支援、これも当初予算でございます。児童用の個人負担の部分、令和6年度から支援する部分につきまして、この交付金を充当しております。

続いて一補事27ページをお願いします。9款3項2目、教育振興費の部分です。ここに、国県支出金で85万6千円とあります。この部分も、先ほどは小学校費の方で説明をしましたと同様ですが、内訳として18万円を子育て支援事業の学校給食費扶助に、67万6千円を教材費の支援に充てております。

続いて一補事27ページをお願いします。同じページです。一番下9款4項1目、認定こども園費の部分です。国県支出金に264万5千円があります。この部分は、こども園の副食費を無料にした事業に対しまして賄材料費へ充当をしております。9款4項1目認定こども園費の国県支出金、当初予算に計上をしておる部分になります。

もう1点です。一補事30ページをお願いします。9款6項3目、学校給食費の部分に、国県支出金140万8千円があります。ここに充当をしております。これも当初予算に計上してある部分ですが、小中学校に係る給食費を30円個人負担が上昇する分を公費で見いております。この部分に小中学校合計で年間分を140万8千円充当しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）一般質問をするなって言うので、質問じゃなくて、意見だけ言っておきます。先ほど一般質問で、少子化対策の財源が、子育て支援の方に使われているんじゃないかという質問を私もさせてもらったんですが、今の説明聞くと、少子化対策、これ人口減少対策総合交付金

なので、今の給食費を財源を振り替えたというのが、役立たんことはないかもしれませんが、今後、いかがなものかという感想を持ちましたので、答弁は要りません、質問じゃないから。以上です。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）一補事26ページをお願いします。学校管理費の中の17節備品購入でオーディオメーターな聴力検査をするものだと思うんですが、小学校で聴力検査しますけど、何か耳鼻科の先生が持ってくるものかなあと思っていたので、これ多分古くなったから買い換えたのかなあと思うんですけれども、前は何年使って、今度、どれくらいの耐用年数あるんですかね、このオーディオメーター。これって小学校が買わなきゃいけないものですか。

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

議長（高橋丈一君）再開します。大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。まずオーディオメーターは、学校備品で買わないといけません。学校の聴力検査だけではなく、学校日常で使う場合もありますので、学校に1つ備品として置いております。今の物が故障しまして、修理の見積もり依頼をしたんですが古い商品でもう部品がないと、修理ができないということで今回買い替えの予算を上げさせていただいております。今までのものが、ちょっと購入の日はずぐには分からないんですが、かなり古いものと伺っております。新しい物については、保証としては5年の保証がついているものとなっております。以上です。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）介補事3の歳出の5.基金ですけど、一般財源のところ、4,305万7千円って書いているんですがそれはどういうふうに使われたんでしょうか。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森 政利 君）上岡議員にお答えします。介補事3ページの5. 基金の部分ですが、介補事5ページを御覧ください。5款1項1目で、同じ項目がございますが、こちら積立金となっております、介護給付費準備基金への元金ということで、積み立てを予定しております。以上でございます。

議長（高橋 丈一 君）他に、4番、森下議員。

4 番（森下 安志 君）事項別明細書の一補事12ページ、2款1項4目の18節、ここに関東仁淀ブルーの会があるんですけど、僕は初めてなんですけど、どういうふうな会なのでしょうか、教えてください。

議長（高橋 丈一 君）小田町長。

町長（小田 保行 君）これについて私の方からお答えいたします。仁淀川流域の6市町村、土佐市から仁淀川町までの出身者の方たちが、ふるさと、特に仁淀川流域全体で応援をしていきたいという趣旨で設立された会であります。今回、発足するというので、出だしでありますので、6市町村から一定ご負担願えないかという御相談がありまして、6市町村、10万ずつ出し合って設立に対しての費用に使っていただくということで上げさしていただいています。11月に設立の総会を東京でやるようにしてまして、そこにも、この6市町村在住の者も上京して、関東にお住まいの仁淀川流域出身者の方達とですね、その設立総会をやるということになっております。親睦会ということではなくて、実際に何らかの形で応援をしていきたいという会であります。以上です。

議長（高橋 丈一 君）他に質疑はありませんか。3番、箭野議員。

3 番（箭野 久美 君）一補事29です。やっぱりちょっと気になって、聞いておきたいのが公民館費の備品購入費で、冷凍庫と冷蔵庫を購入されているんですけども、これどちらの公民館なのか、そしてこれは100%出したものなのでしょうか。

議長（高橋 丈一 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）箭野議員にお答えします。まず上の冷凍庫ですが、これは野老山公民館の物です。もともとの野老山小学校時代から使っており、公民館になっても使っておりました冷凍庫が故障しまして、新しく換える物になっております。下の冷蔵庫につきましては、中大平公民館のほうにある冷蔵庫の調子が悪くて、いつ壊れるかわからない状態ですので買い換えるものです。この両方とも公民館につきましては集会所と違いまして地区管理ではなく、教育委員会というか町の管理になりますので、備品も全部、こちらで買うようになっております。以上です。

議長（高橋 丈一 君）他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決（議案第 3 4 号～議案第 4 4 号）

議 長（高 橋 丈 一 君）日程第 5 討 論・採 決を行います。

議案第 3 4 号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 3 5 号 越知町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 3 6 号 令和 6 年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 3 7 号 令和 6 年度越知町簡易水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 3 8 号 令和 6 年度越知町下水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 3 9 号 令和 6 年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第 4 0 号 令和 6 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第41号 令和6年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第42号 令和6年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第43号 町道の路線の認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

お諮りします。これより午後2時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは午後2時まで休憩します。執行部の皆さんは14時30分まで休憩とします。14時30分に議場に戻って来てください。休憩します。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 2時00分

議 長 の 辞 職

副議長（小田 範 博 君）再開します。ただ今、高橋議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすることにいたします。

追加日程第1 議長の辞職を議題とします。地方自治法第117条の規定により、高橋丈一議員の除斥を求めます。

（高橋丈一議員 退場）

ここで、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（田村 幸三 君）辞職願 このたび議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和6年9月11日 越知町議会副議長小田範博様 越知町議会議長 高橋丈一、以上でございます。

副議長（小田 範 博 君）お諮りします。高橋丈一議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。したがって、高橋丈一議員の議長の辞職は許可されることに決定をいたしました。

高橋丈一議員の入場を許可します。

（高橋丈一議員 入場）

高橋丈一議員に申し上げます。ただ今、議長の辞職は許可されましたので、告知をいたします。

議 長 の 選 挙

副議長（小田 範 博 君）ただ今、議長が欠員になりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定をしました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時04分

副議長（小田 範博 君）再開します。

選挙は、地方自治法第118条の規定により、投票で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。議長の選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は9名でございます。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番 箭野久美議員と6番 市原静子議員を指名いたします。
これより投票用紙をお配りいたします。

（事務局長が投票用紙を配付）

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「はい」の声あり）配付漏れなしと認めます。

（投票箱の点検）

投票箱の点検を行っていただきました。異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効といたします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長（田村 幸三 君）2番 上岡千世子議員、3番 箭野久美議員、4番 森下安志議員、6番 市原静子議員、7番 高橋丈一議員、8番 武智龍議員、9番 岡林学議員、10番 山橋正男議員、5番 小田範博議員。

（順次投票）

副議長（小田 範博 君）投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。3番 箭野久美議員と6番 市原静子議員は立会をお願いいたします。

（開票）

選挙結果を申し上げます。投票総数9票、有効投票9票、無効0であります。

有効投票のうち、小田範博6票、武智龍3票であります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、私、小田範博が議長に選任をされました。

議長に選ばれた小田範博には会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

議長（小田範博君）それではひと言ごあいさつを申し上げます。ただ今、議長に当選をさせていただきました。誠にありがとうございました。未熟なものではございますが、議員の皆さま方の御指導、御鞭撻をいただきながら、越知町発展のために努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうか皆さま方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

議長（小田範博君）これもちまして、議長の選挙を終わります。暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

副議長の選挙

議長（小田範博君）再開します。ただ今、私が議長に就任したため、副議長が欠員となりました。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、ただちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

議長（小田範博君）選挙は、地方自治法第118条の規定により、投票で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただ今の出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、2番 上岡千世子議員と、4番 森下安志議員を指名いたします。

これより投票用紙をお配りいたします。

(事務局長が投票用紙を配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付もれなしと認めます。投票箱の点検をいたします。立会人お二人。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効となりますので、記載には注意をしてください。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長(田村 幸三 君) 2番 上岡千世子議員、3番 箭野久美議員、4番 森下安志議員、6番 市原静子議員、7番 高橋丈一議員、8番 武智龍議員、9番 岡林学議員、10番 山橋正男議員、5番 小田範博議員。

(順次投票)

議長(小田 範博 君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。2番 上岡千世子議員と4番 森下安志議員は開票の立会をお願いします。

(開票)

選挙結果を申し上げます。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0であります。

有効投票のうち、高橋丈一議員6票、小田壮一議員3票であります。この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、高橋丈一君議員が副議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

ただ今副議長に当選された、高橋丈一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人、高橋丈一議員の発言を求めます。

副議長（高橋丈一君）ただ今副議長に選挙で当選しました。本当にありがとうございます。微力ではございますが、これからも一生懸命つとめてまいりますと思います。これからもよろしく願いいたします。（拍手）

議長（小田範博君）これをもちまして、副議長の選挙を終わります。

ここで、休憩にいたしまして全員協議会を行います。議員控室にお集まりください。休憩とします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時32分

各常任委員の選任

議長（小田範博君）再開します。日程第6 各常任委員の選任を議題といたします。

お諮りします。各常任委員の選任につきましては、皆様のご協議により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。

各常任委員は、配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、休憩中において各委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。暫時、休憩します。

休憩 午後 2時33分

（各常任委員会の正副委員長の互選）

再開 午後 2時48分

議長（小田範博君）再開します。休憩中の各常任委員会におきまして、それぞれの委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。総務教育常任委員会 委員長 森下安志議員、副委員長 岡林学議員。産業建設常任委員会 委員長 武智龍議員、副委員長 箭野

久美議員。議会広報常任委員会 委員長 箭野久美議員、副委員長 森下安志議員、以上であります。

議会運営委員の選任

議長（小田 範博 君）日程第7 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員の選任につきましては皆さんの協議により、お手元に配付した名簿のとおり選任をしたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。議会運営委員会は、配付した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。これより、休憩中において委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。暫時、休憩をいたします。

休 憩 午後 2時50分

（議会運営委員会の正副委員長の互選）

再 開 午後 3時15分

議長（小田 範博 君）再開します。休憩中の議会運営委員会におきまして、委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。

委員長 箭野久美議員、副委員長 武智龍議員、以上であります。これより午後3時25分まで休憩をいたします。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時27分

選挙管理委員の選挙（指名推薦）

議長（小田 範博 君）再開します。日程第8 越知町選挙管理委員の選挙を行います。選挙する委員の定数は4人です。選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定いたしました。指名推薦は、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員は議長において指名することに決定をいたしました。

越知町選挙管理委員には、越知町今成47番地1 山中一夫さん、越知町越知甲1789番地10 前田桂藏さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さん、越知町越知甲2173番地3 片岡知枝さんの4名を指名推薦いたします。

お諮りします。ただ今、指名推薦した4人の方を越知町選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員には、越知町今成47番地1 山中一夫さん、越知町越知甲1789番地10 前田桂藏さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さん、越知町越知甲2173番地3 片岡知枝さんの4人が当選されました。なお、当選された4人の方には、追って文書により当選の告知をいたします。以上で、選挙管理委員の選挙を終わります。

選挙管理委員補充員の選挙（指名推薦）

議長（小田 範博 君）日程第9 越知町選挙管理委員補充員の選挙を行います。選挙する補充員の定数は4人であり、選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定をいたしました。指名推薦は、議長において指名することとし、あわせて補充の順序も定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員は議長において指名することに決定をいたしました。地方自治法第117条の規定によりまして、大原範朗さん、西森政利さん、岡田孝司さん、片岡宏文さんの4名の除斥を求めます。

（大原範朗さん、西森政利さん、岡田孝司さん、片岡宏文さん退場）

越知町選挙管理委員補充員には、第1補充員に越知町越知甲1938番地 大原範朗さん、第2補充員に越知町越知甲2451番地1 西森政利さん、第3補充員に越知町越知甲2484番地1 岡田孝司さん、第4補充員に越知町越知丙737番地 片岡宏文さんの4名を指名推薦をします。お諮りします。ただ今、指名推薦した4人の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員には、第1補充員に越知町越知甲1938番地 大原範朗さん、第2補充員に越知町越知甲2451番地1 西森政利さん、第3補充員に越知町越知甲2484番地1 岡田孝司さん、第4補充員に越知町越知丙737番地 片岡宏文さんの4人が当選をされました。

先ほど除斥を命じました4名の方の入場を許可します。

(大原範朗さん、西森政利さん、岡田孝司さん、片岡宏文さん入場)

なお、当選された4名の方には、追って文書により当選の告知をいたします。以上で選挙管理委員補充員の選挙を終わります。ここで、若干休憩をとります。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時33分

議 員 派 遣

議 長 (小 田 範 博 君) 再開いたします。日程第10 議員派遣を議題といたします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定をいたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長 (小 田 範 博 君) 日程第11 委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。それでは、町長から一言お願いします。

町 長 (小 田 保 行 君) 今議会におきまして、慎重な御審議のうえに提案させていただきました事案につきまして、適切な御決定を賜りました。誠にありがとうございました。なお、議会におかれても、常任委員会の委員の改選、そして議連の委員の改選がありました。また、新しい体制になりますけれども、今後とも町政の両輪としてよろしく願い申し上げます。閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本当にあり

ありがとうございました。

議長（小田 範博 君）ありがとうございました。これにて、令和6年第4回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

閉 会 午後 3時36分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員

越知町議会議員